

# 国民年金制度が改正されました。

過去2年より前の国民年金期間について、国民年金保険料の納め忘れのある方や第3号被保険者期間中に第3号被保険者期間以外の期間が新たに判明した方の取扱いが変わりました。

## 国民年金の後納保険料の納付が始まります

平成24年秋頃から

### ◇ 納付可能期間は10年間！

これまでは納め忘れの国民年金保険料を遡ってお支払いいただくことができる期間(納付可能期間)は過去2年間でしたが、後納保険料の納付では10年間に延長されます。

### ◇ 後納保険料の納付は平成24年秋から3年間！

後納保険料の納付ができる期間は、後納保険料の納付ができるようになってから3年間の予定です。

※ 今後、政令により後納保険料の納付ができる開始時期が決定されます。

### ◇ 後納保険料の納付にはお申し込みが必要です！

後納保険料の納付は事前のお申し込みが必要となります。後納保険料の納付が開始されたら、お近くの年金事務所にお申し込みください。

※ 申出日の属する年度から起算して3年度を越える期間の保険料を納付する際は、保険料額に加算金がかかりますのでご注意ください。

## 第3号被保険者期間中に第3号被保険者以外の期間が判明した場合の取扱いが変更されました。

平成23年8月10日から

### ◇ 対象は第3号被保険者として記録されている期間について別の年金記録が判明した方

第3号被保険者期間中に第3号被保険者以外の期間が判明した場合、その後の第3号被保険者期間は、改めてお届けが必要とされ、届出が遅れると届出日以降に第3号被保険者期間とされ、年金が受取れない場合や減額される場合があります。

今回の変更では、これらの方について、改めて新たにお届けをいただくことにより、本来の年金を受け取ることができるようになりました。

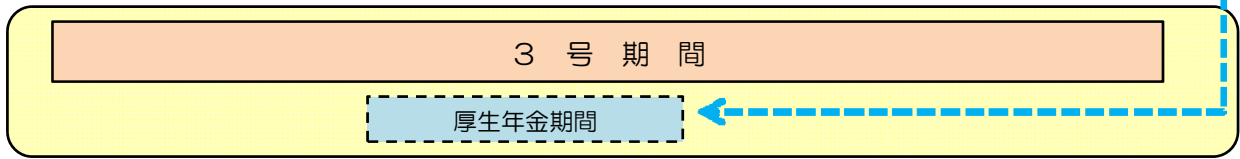
※ 対象となる主なケースは、裏面をご覧ください。

詳しいお問い合わせは、お近くの「年金事務所」までどうぞ。

## 代表的な事例

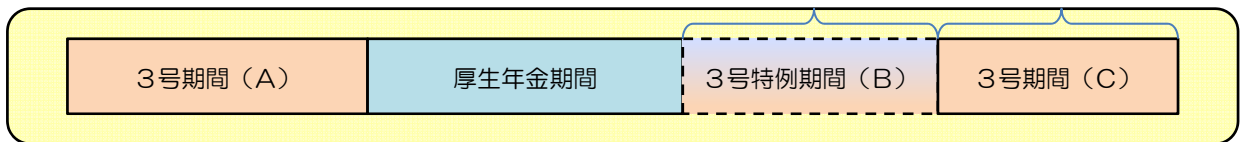
現在、老齢基礎年金を受給する妻。夫の被扶養配偶者として国民年金第3号被保険者だった間に、ご自身の厚生年金の加入期間が最近になって判明しました。

記録訂正前



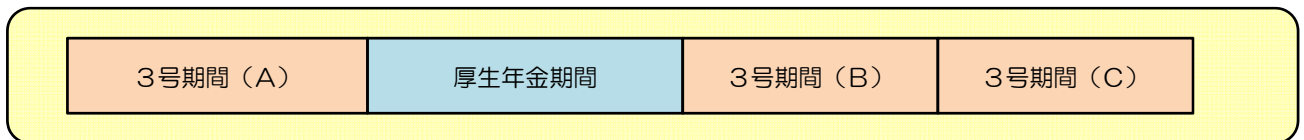
判明した厚生年金の期間を統合、記録を訂正し、その後の第3号期間についての届出をしましたが、届出から2年を超える期間(B)は、届出が遅れたために当初から3号期間として認められず、これまで受給した年金が減額されてしまいました。

記録訂正・3号届出後



今回の改正では、その後の第3号特例期間(B)について、改めてお届けをいただくことで当初から3号期間であったものと取扱われ、本来の年金額が支給されることとなります。

改正後（平成23年8月10日から）



- ☆ 上記の事例の判明した年金記録とは、厚生年金期間以外に国民年金第1号期間や海外居住期間(合算対象期間)が判明した場合も対象になります。
- ☆ 8月10日より前に記録が判明し、記録の訂正が行われた方も対象となります。また記録訂正が行われた結果、障害年金の受給要件(納付要件)を満たさなため不支給になられた方が新たに障害年金を受給できることもあります。
- ☆ 現在、第3号被保険者の方など年金を受給されている方以外の方も対象となり、記録の訂正が行われます。

詳しいお問い合わせは、お近くの「年金事務所」までどうぞ。